庄原市公告第 16 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗を設置している者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年 10 月 26 日

庄原市長　八谷　恭介

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）店舗名　ザグザグ庄原店

（２）所在地　庄原市戸郷町 84 番地　外

２　変更しようとする事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者	住所
オリックス株式会社	代表執行役 井上　亮	東京都港区浜松町二丁目４番１号

（変更後）

名称	代表者	住所
オリックス株式会社	代表執行役 髙橋　英丈	東京都港区浜松町二丁目４番１号

３　変更する年月日

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和８年６月 23 日

４　変更する理由

（１）大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

代表者の変更のため

５　届出年月日

令和８年 10 月 23 日

６　届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（１）縦覧場所

庄原市産業振興部商工振興課商工振興係（庄原市中本町一丁目 10 番１号）

（２）縦覧期間

令和８年 10 月 26 日から令和９年２月 25 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

（３）縦覧のできる時間帯

午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時 45 分まで

７　意見書の提出

法第８条第２項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

（１）提出期限

令和９年２月 25 日

（２）提出先

庄原市産業振興部商工振興課商工振興係